

世羅町入札結果等の公表に関する要領

平成29年3月9日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、世羅町発注の物品の売買、借入れ、修繕、製造の請負、役務及び建設工事等の契約（世羅町建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成16年10月1日規則第102号）の対象となる契約を除く。）に係る入札等に関する情報を公表するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この訓令により公表対象とする情報は、一般競争入札又は指名競争入札に付する契約とする。ただし、当該情報が、世羅町情報公開条例（平成16年10月1日条例第9号）第5条各号に掲げる情報に該当する場合は除くものとする。

(公表事項)

第3条 町長は公表対象案件の入札を終了したときは、次に掲げる事項（以下「入札結果」という。）を公表するものとする。

- (1) 物品、業務又は工事の名称
- (2) 納入場所、業務場所又は工事場所
- (3) 入札日
- (4) 入札又は契約の方法
- (5) 納入期限又は履行期間
- (6) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加した者の商号又は名称
- (7) 指名競争入札を行った場合における当該入札に指名した者の商号又は名称
- (8) 入札者の商号又は名称及び入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額

(公表の方法)

第4条 入札結果の公表は、閲覧室において一般の閲覧に供する方法により行うほか、その他の適切な方法により行うものとする。

(閲覧の制限等)

第5条 入札結果を閲覧する者は、当該文書を損傷し、又は汚損してはならない。

2 町長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、入札結果の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(公表の期間)

第6条 入札結果の公表は、契約を締結する日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に契約の申込みの誘引を行う契約について適用する。